

答 申 個 第 7 8 号

平成29年7月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

えん罪（虚偽・ねつ造）文書の不存在による非開示決定事案

(1) 平成28年8月24日付け行コ第14号（諮問個第118号）

(2) 平成28年10月20日付け西区窓第61号（諮問個第123号）



## 別 紙

### 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

### 2 審査会における審議の方法

本件の2件の各審査請求は、審査請求人の1件の個人情報開示請求に対して、諮問庁の担当室・課それぞれが請求に係る公文書を保有していないとして行った不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

### 3 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年7月11日に、諮問庁の西京区役所区民部市民窓口課（以下「諮問庁1」という。）及び行財政局コンプライアンス推進室（以下「諮問庁2」という。また、諮問庁1及び2をまとめて「諮問庁」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下のとおり、開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

西京区の市民窓口課の職員が異議申立人(私はえん罪です)に対し「強要罪になる可能性がある」と発言したと知り、かつ発言の日がH23. 8下旬と分る文書が欲しい。

(発言の日がH23. 8. 29と分る文書は既に情報公開を受けており今回は不要です。又同日は不正を要望したのではなく、別の件を(要望ではなく)提案したと記録されていました)

つまり〇〇君がどちらでも読める記録文書が存在すると裁判官に言ったのでえん罪(虚偽・ねつ造)文書として欲しい。なぜなら発言の日はH23. 11. 1として結審した。

- (2) 諮問庁は、当該請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定（以下諮問庁1が行った決定を「本件処分1」、諮問庁2が行った決定を「本件処分2」という。また、本件処分1及び本件処分2をまとめて「本件処分」という。）をし、平成28年7月26日付けで、それぞれ、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年8月8日に、本件処分2を不服として、また平成28年9月21日に、本件処分1を不服として、行政不服審査法第2条の規定により審査請求をした。

### 4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 5 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁1及び諮問庁2の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 諮問庁1の主張

#### ア 本件請求に係る文書について

審査請求人が開示を求めている公文書は、当庁の西京区区民部市民窓口課の職員が審査請求人に対し「強要罪になる可能性がある」と発言したと分かり、かつ発言の日が平成23年8月下旬と分かる文書である。

当庁が保有する、平成24年10月18日及び平成25年6月3日付け「市長への手紙」の回答には、当庁の職員が審査請求人に対して、平成23年8月下旬に「強要罪になる可能性がある」と発言した旨の記載があるため、当該文書が審査請求人の求める文書の候補に該当すると考える。しかし、審査請求人はそれらの文書を「えん罪（虚偽・ねつ造）文書として欲しい。」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

#### イ 本件請求に係る文書が存在しないことについて

審査請求人は、既に関示を受けた公文書について、改めて、審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めることがたびたびあり、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

候補として特定した文書は「えん罪（虚偽・ねつ造）文書」ではないため、当庁は、本件処分1を行ったものである。

なお、当該文書は審査請求人に対して平成28年3月31日付け京都市指令西区窓第39号において既に開示決定を行い、開示している。

#### ウ 以上のとおり、本件処分1に違法又は不当な点はない。

### (2) 諮問庁2の主張

#### ア 本件請求に係る文書について

コンプライアンス推進室では、市民窓口課の職員が「強要罪になる可能性がある」旨発言したこと（以下「本件発言」という。）及び本件発言の日が「平成23年8月下旬」と分かる文書を下記①②のとおり取得、保有しており、本件請求に係る公文書の候補として特定した。

① 平成25年9月に西京区役所から收受した文書（以下「候補文書1」という。）

② 平成25年11月18日付け文書（以下「候補文書2」という。）

#### イ 本件請求に係る文書が存在しないことについて

候補文書1は、平成25年9月に、西京区役所がコンプライアンス推進室に対して、審査請求人の戸籍に係る審査請求人と西京区役所との折衝経過及び対応等について、報告を行った文書である。

候補文書2は、平成25年11月18日に、コンプライアンス推進室及び西京区役所地域力推進室

の連名で、本件発言に関連する経過や見解等について、審査請求人に回答した文書である。

審査請求人は、本件請求において、えん罪（虚偽・ねつ造）文書として開示を求めているが、コンプライアンス推進室が保有する候補文書1及び候補文書2については、事実に基づき経過及び見解等を記載したものであり、請求に係る公文書には該当しないと判断した。

よって、コンプライアンス推進室は、本件公文書を作成及び取得しておらず、これを保有していない。

なお、候補文書1及び候補文書2については、共に、平成26年11月11日付け京都市指令行コ第14号による個人情報開示決定において、審査請求人に開示済みである。

ウ 以上のとおり、本件処分2に違法又は不当な点はない。

## 6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件処分1について

ア 文書を保存しているのに「保有していない」と偽証回答をした。

イ 1 次が根拠です。それは、H25/9文書とH25/11/1文書です。

(1) ○○弁護士がH28(ワ)##訴訟でH28/4に新裁判官に対し11/1とも8/29ともどちらでも読める記録文書が存在すると明言したのです。つまり、一枚の半分は偽証で、今回は二枚とも偽証です。

(2) 11/1は昨年捏造ではないと判定されました。（なぜなら西京区が11/4を11/1の事件であると既に検証したからです。）

□ 従って「H23/8/29に私が不正をやれと繰り返し求めた」事実はまったくの捏造です。

ウ 捏造箇所があるのに情報開示しないことが不正行為だと思います。乙の号証二件です。

①H25/9付、当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書

②H25/11/18付、京都市と西京区連合の見解文書

### (2) 本件処分2について

ア 裁判所と京都市が「強要罪になる」と発言したと認めました。（つまりH28ワ##号甲2号証の「可能性がある」との追記は改ざんと認めたのです）

イ H27年とH28年の裁判で、「ねつ造」ヶ所がはっきりしました。裁判の結果明確になった、「過去のねつ造」ヶ所は訂正すると当区は約束してくれました。（従前よりコンプラの職員は約束してくれています。）

ウ 京都市の弁護士も「ねつ造」と裁判所で明言しました。コンプラに担当者がいるらしい。コンプラも認めています。

エ 本表のみ呆けています、今更とぼけるな、もみ消すのは京都市の勝手です、しかし該当文書は公

開しなさい。H28.9～28.9.30

オ 1 次が根拠です。それは、H25/9文書とH25/11/1文書です。

(1) ○○弁護士がH28(ワ)##訴訟でH28/4に新裁判官に対し11/1とも8/29ともどちらでも読める記録文書が存在すると明言したのです。つまり、一枚の半分は偽証で、今回は二枚とも偽証です。

(2) 11/1は昨年捏造ではないと判定されました。(なぜなら西京区が11/4を11/1の事件であると既に検証したからです。)

□ 従って「H23/8/29に私が不正をやれと繰り返し求めた」事実はまったくの捏造です。

カ 捏造箇所があるのに情報開示しないことが不正行為だと思います。乙の号証二件です。

①H25/9付, 当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書

②H25/11/18付, 京都市と西京区連合の見解文書

## 7 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求める文書は、個人情報開示請求書の記載内容及び諮問庁・審査請求人の双方の主張から、以下の2件の文書であり、かつ虚偽・ねつ造と分かる文書であると認められる。

(ア) 平成25年9月付け、西京区役所から行財政局コンプライアンス推進室に対して送付された経過説明文書

(イ) 平成25年11月18日付け、コンプライアンス推進室及び西京区役所から審査請求人に対して送付された回答文書

### (2) 本件処分について

#### ア 本件処分1について

(ア) 本件請求については、諮問庁1及び諮問庁2の2箇所に対して行われた。

(イ) 本件請求に対して諮問庁1が本件処分1をしたところ、審査請求人は、審査請求書において、H28(ワ)##と訴訟を特定したうえで、「捏造箇所があるのに情報開示しないことが不正行為だと思います。乙の号証二件です。①H25/9付, 当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書 ②H25/11/18付, 京都市と西京区連合の見解文書」と主張している。

(ウ) 当審査会は、審査請求人が開示すべきと主張する二つの文書について、諮問庁1に確認したところ、審査請求人が京都市を被告として提起した平成28年(ワ)第##号慰謝料請求事件において、京都市が裁判所に提出した書証であるとのことであった。諮問庁1は当該書証の内容に虚偽・ねつ造はないと主張し、審査請求人は虚偽・ねつ造があると主張する。

(エ) しかしながら、答申個第77号で示したように、そもそも当審査会は、諮問庁による審査請求に係る諮問に対して、調査し、及び審議する機関であり、情報の開示、非開示の相当性や文書の

存否の妥当性を審議することで、個人情報保護条例等の公正かつ客観的な運営を確保するものであって、開示を求められている裁判資料に虚偽やねつ造の箇所があるか否かを審査する機関ではない。

したがって、当審査会は、客観的事実等に基づき、開示等の決定処分が妥当かどうかを判断する場であるところ、本件処分1の判断を覆すに足る客観的な事実は確認できなかった。

#### イ 本件処分2について

(ア) 本件請求について、諮問庁2は、次の二つの文書において、本件発言及び本件発言の日が「平成23年8月下旬」と分かることから、審査請求人の求める文書の候補として特定した。

① 平成25年9月に西京区役所から收受した文書

② 平成25年11月18日付け文書

(イ) そのうえで、諮問庁2は、審査請求人が本件請求において、えん罪（虚偽・ねつ造）文書として開示を求めているが、候補文書は事実に基づき経過及び見解等を記載したものであるため本件処分2を行ったと主張する。

(ウ) また、諮問庁2が候補とした文書は、審査請求人が諮問庁1及び諮問庁2に対して開示すべきと主張する「乙の号証二件です。①H25/9付、当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書 ②H25/11/18付、京都市と西京区連合の見解文書」に合致していることが認められる。

(エ) 審査請求人は、審査請求書において「判決文に明記してあります。行政は市民に捏造で冤罪を着せたのです。」などと主張し、不存在による非公開決定処分の取消しを求めている。

(オ) しかしながら、上記でも述べたように、そもそも当審査会は、諮問庁による審査請求に係る諮問に対して、調査し、及び審議する機関であり、情報の開示、非開示の相当性や文書の存否の妥当性を審議することで、個人情報保護条例等の公正かつ客観的な運営を確保するものであって、開示を求められている裁判資料に虚偽やねつ造の箇所があるか否かを審査する機関ではない。

したがって、当審査会は、客観的事実等に基づき、開示等の決定処分が妥当かどうかを判断する場であるところ、本件処分2の判断を覆すに足る客観的な事実は確認できなかった。

ウ なお、審査請求人が虚偽・ねつ造文書として開示すべきと主張する平成25年9月付け文書及び平成25年11月18日付け文書に関して言及されている判決書（平成28年（ワ）第##号）を、当審査会は、答申個第77号の審議の際に諮問庁1に提出させ、確認している。

それによると、平成25年9月付けの文書に関しては、「原告に対する誹謗中傷等の表現やねつ造した事実は含まれていない」と明示されており、また平成25年11月18日付け文書に関しては、「殊更虚偽の事実が記載されているとも認められない」と明示されており、このことから諮問庁1及び諮問庁2の主張に不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問個第118号	平成28年8月24日
	諮問個第123号	平成28年10月20日
弁明書	諮問個第118号	平成28年9月23日
	諮問個第123号	平成28年11月17日
反論書	諮問個第118号	平成28年10月26日
	諮問個第123号	平成29年6月14日
審議	諮問個第118号	平成29年6月28日（平成29年度第3回会議）
	諮問個第123号	7月26日（平成29年度第4回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査、審議及び審理手続を行った部会  
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）